

北九州市の大気・水質等の現況（令和7年度測定）

令和7年度の環境の現況は、光化学オキシダントなど、一部環境基準※¹不適合の項目はあったものの、前年度の状況に比べ大きな変化はなく、概ね環境基準に適合していた。

※1 環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

1 大気汚染

表-1, 2 図-1

(1)一般環境大気(13測定局)及び自動車排出ガス(4測定局)

表-3 図-3

- ① 二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質(PM2.5)は、全ての測定局で環境基準に適合していた。
- ② 光化学オキシダントは、14測定局全てで環境基準(0.06ppm)に不適合であったが、注意報の発令(0.12ppm)には至らなかった。市民が屋外で活動する昼間(5～20時)の環境基準適合率は90.5%(江川局)から97.9%(小倉局)の範囲であった。全市平均値は前年度と同程度であった。

(2)有害大気汚染物質(4測定局)

表-4

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全ての測定局で環境基準に適合していた。

(3)アスベスト(2測定局)【環境基準なし】

表-5 図-4

アスベストの全市平均値は、1リットル中に0.09本であり、近年は同程度で推移している。

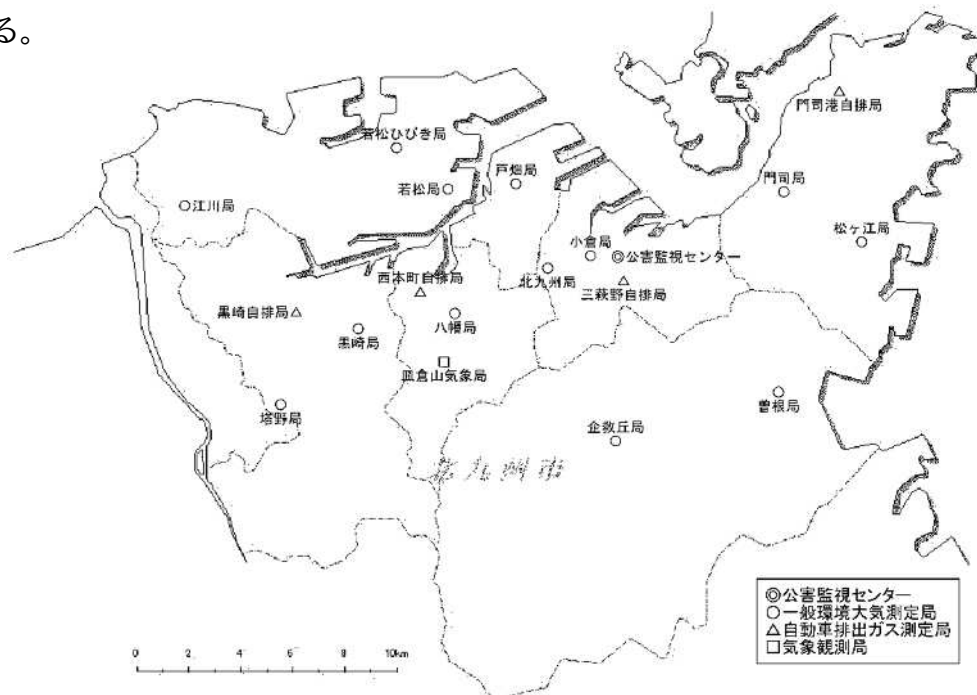


図-1 大気常時監視測定局位置図(令和元年度再配置)

表-6	图-5
-----	-----

2 水質汚濁

表-7	図-2, 6
-----	--------

表-8	图-2, 7
-----	--------

表-9	图-2
-----	-----

Map of the study area in the Seto Inland Sea, showing sampling points (R-1 to R-35, D-1 to D-4, K-1 to K-8, S-1 to S-16) and geographical features like rivers (坂井川, 江川, 金手川, etc.) and islands (白島, 藍ノ島, etc.). A scale bar (0-10km) and a compass rose are included.

2

(4)地下水(概況・継続)

表-10

市内の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査を 10 井戸で実施した結果、全ての井戸で環境基準等を満たしていた。

過去に汚染が確認された井戸の継続調査を 17井戸で実施した結果、9井戸で環境基準に適合していた。

また、概況調査の10井戸のうち、2井戸で PFOS 及び PFOA による汚染状況を把握するための調査を実施した結果、全ての井戸で指針値を満たしていた。

令和3年度に PFOS 及び PFOA による汚染が確認された井戸の継続調査を1井戸で実施した結果、指針値を満たしていた。

汚染が確認された井戸については所有者等に結果を通知するとともに、飲用しないように指導しており、令和8年度も調査を継続する。

3 騒音・振動

(1)自動車騒音

表-11, 12

市内幹線道路 234区間のうち48区間、総延長約 100kmを評価した。その結果、北九州市全体の状況は、評価対象となる住居(128, 366 戸)のうち、昼間(6 時～22 時)の環境基準適合率は 96.5%、夜間(22 時～6 時)の環境基準適合率は 96.1%であった。また、昼夜とも環境基準に適合したのは 95.6%であり、昼夜とも環境基準に不適合だったのは 3.0%であった。

道路管理者に対し、測定結果を通知するとともに、道路環境の整備・修繕など、騒音低減対策に向けた協力を依頼している。

(2)新幹線鉄道騒音・振動

表-13 図-8～10

騒音レベルについては、新幹線沿線の 5 地区 19 地点のうち 11地点で環境基準に適合していた。また、振動レベルについては、測定した 5 地区 10 地点全てにおいて、緊急に対策を必要とするレベル(指針値^{※2})を満たしていた。

※2 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(S51、環境庁長官勧告)

JR西日本が防音壁の設置や車両の改善を行っていることから、近年苦情はほとんどないが、今後ともJR西日本へより一層の騒音の低減対策を求めていく。

(3)航空機騒音

表-14 図-11

八幡西区及び若松区の12測定地点のうち、7地点(うち1地点は継続測定地点)で測定した。その結果、全ての地点において環境基準に適合していた。残る5地点は前年度に測定を行っており、全ての地点において適合していた。

環境基準に適合している地域であっても航空機騒音に関する苦情が寄せられている。航空機騒音対策を進めるために、防衛省へ住宅防音工事助成及びNHK放送受信料補助の区域拡大、並びに環境省へ航空機騒音に係る環境基準の見直しを要望している。

4 ダイオキシン類

表-15~19 図-12~14

大気4地点、公共用水域21地点(海域5地点・河川15地点・湖沼1地点)、底質5地点、土壌5地点、地下水1地点について調査を行った結果、全ての測定地点で環境基準に適合していた。

5 まとめ

令和7年度の北九州市の環境は、概ね良好な状況で推移していることを確認した。今後も、環境モニタリングを通じて、市内の大気、水質などの環境の状況をきめ細やかに把握するとともに、速やかに、かつ分かり易く測定結果をホームページで公開する等、市民への情報提供に努めていく。また、良好な環境を維持していくために、発生源に対する監視・指導や環境アセスメントの適切な審査等を行っていく。

さらに、光化学オキシダントなど、環境基準不適合の項目については、国の調査研究も注視して知見の蓄積に努め、引き続き市民の快適な生活環境づくりに取り組んでいく。

1 大 気

環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で**維持されることが望ましい基準**として、環境基本法により定められた基準のこと。

表－1 大気汚染に係る環境基準と評価方法(二酸化いおう等6物質)

物 質	環境基準	評価方法(長期※)
二酸化いおう (SO ₂)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下、かつ1時間値が 0.1ppm 以下	・ 1 年分の「1 時間値の1 日平均値」から、測定値の高い順に 2%分(概ね7日分)を除き、残った測定値の最高値を環境基準と比較する。 ・ ただし、2日以上連続して1日平均値が環境基準を超えた場合は不適合とする。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm 以下、かつ、1時間値の8時間平 均値が 20ppm 以下	同上
浮遊粒子状 物質 (SPM)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間 値が 0.20mg/m ³ 以下	同上
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04～ 0.06ppm のゾーン内かそれ以 下	・ 年間の「1時間値の1日平均値」から値の低い順に 98%目に当たるデータを環境基準と比較する。
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下	・ 連続又は随時行った測定結果の1時間値により、測定を行った日について環境基準と比較して評価を行う。
微 小 粒 子 状 物質 (PM2.5)	1年平均値が 15μg/m ³ 以下、 かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下	・ 測定結果の1年平均値を環境基準と比較する。 ・ 1年平均値が非達成で、非黄砂期間中の測定結果の平均値が環境基準を達成している場合、「黄砂の影響で非達成」と注釈を付す。

備考:上記 6 物質の環境基準による大気汚染の評価には、短期的評価と長期的評価がある。

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価、二酸化窒素、微小粒子状物質については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価を行うこととなっている。

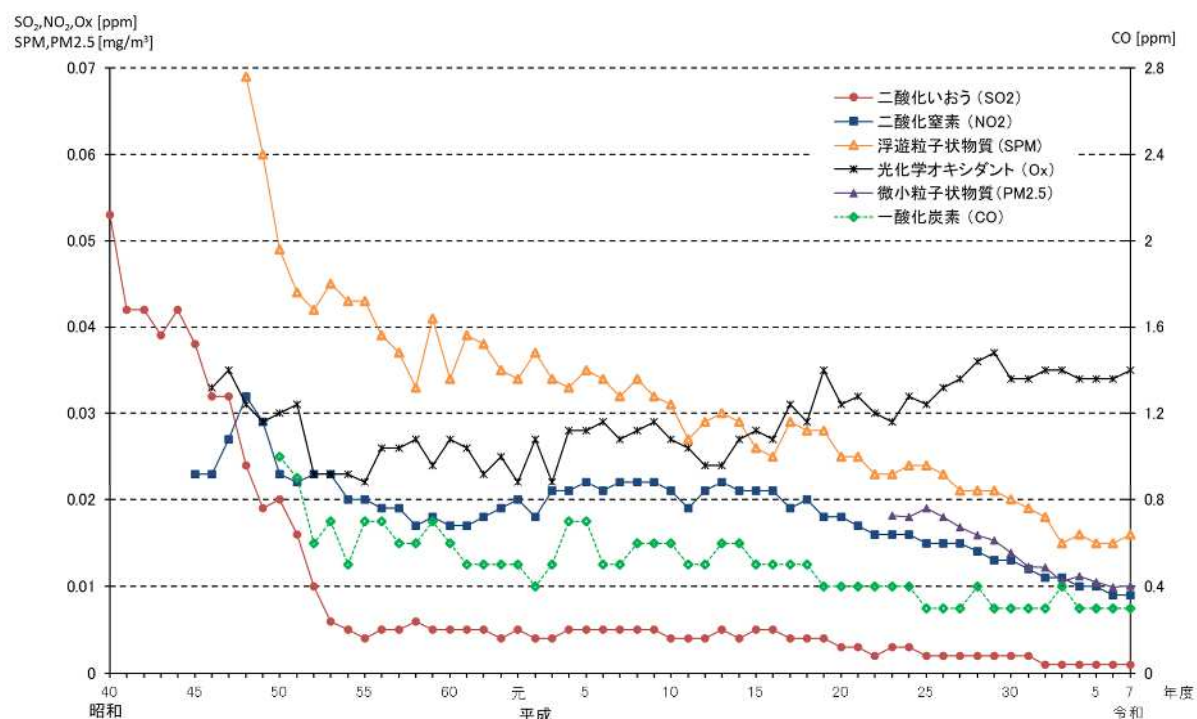
表－2 大気汚染に係る環境基準と評価方法(ベンゼン等4物質及びダイオキシン類)

物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	・ 同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回以上)を算術平均した年平均値で評価する。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下	同上
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	同上
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	同上
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	・ 同一測定点で連続7日サンプリングした測定値(原則年2回以上)を算術平均した年平均値で評価する。

表－3 大気汚染に係る環境基準適合状況の推移(二酸化いおう等6物質)

区 分	項 目	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)
一般環境 大気 測定局	二酸化いおう	8/8	100	8/8	100	8/8	100	8/8	100	8/8	100
	二酸化窒素	13/13	100	13/13	100	13/13	100	13/13	100	13/13	100
	一酸化炭素	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100
	浮遊粒子状物質	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100
	光化学オキシダント	0/13	0	0/13	0	0/13	0	0/13	0	0/13	0
	微小粒子状物質	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100
自動車 排出ガス 測定局	二酸化窒素	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
	一酸化炭素	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100
	浮遊粒子状物質	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
	光化学オキシダント	0/1	0	0/1	0	0/1	0	0/1	0	0/1	0
	微小粒子状物質	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100

備考:適合状況は、長期的評価によるものである(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。



図－3 大気汚染状況の経年変化(一般環境大気測定局の年平均値)

表－4 大気汚染に係る環境基準適合状況の推移
(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)

項 目	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)
ベンゼン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
トリクロロエチレン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
テトラクロロエチレン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
ジクロロメタン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100

備考：測定局は、一般環境大気測定局（北九州局、企救丘局、若松局）及び自動車排出ガス測定局（西本町自排局）の計 4 局。

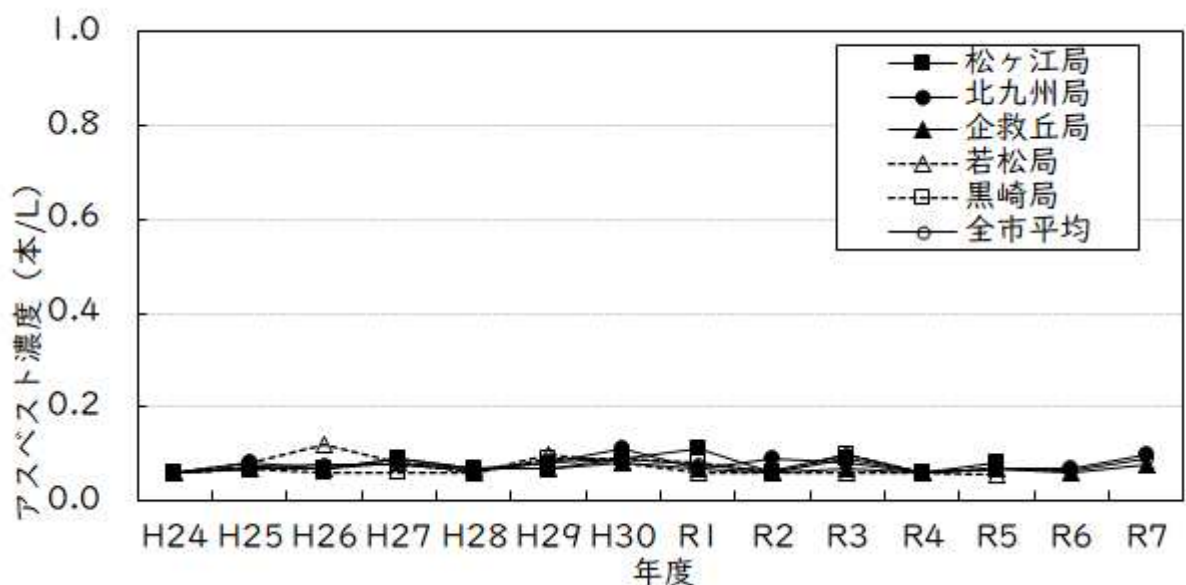
表－5 アスベスト濃度の推移(年平均値)

(単位:本/L)

測 定 局	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
①松ヶ江局	0.09	0.06	0.08	—	—
②北九州局	0.08	0.06	0.07	0.07	0.10
③企救丘局	0.07	0.06	0.07	0.06	0.08
④若 松 局	0.06	0.06	0.06	—	—
⑤黒 崎 局	0.10	0.06	0.07	—	—
全 市 平 均	0.08	0.06	0.07	0.06	0.09

備考：アスベストモニタリングマニュアルに基づき、測定値はアスベストを含む総繊維数である。

測定地点の見直しにより令和 6 年度から北九州局、企救丘局の 2 地点での測定。



図－4 アスベスト濃度の推移(年平均値)

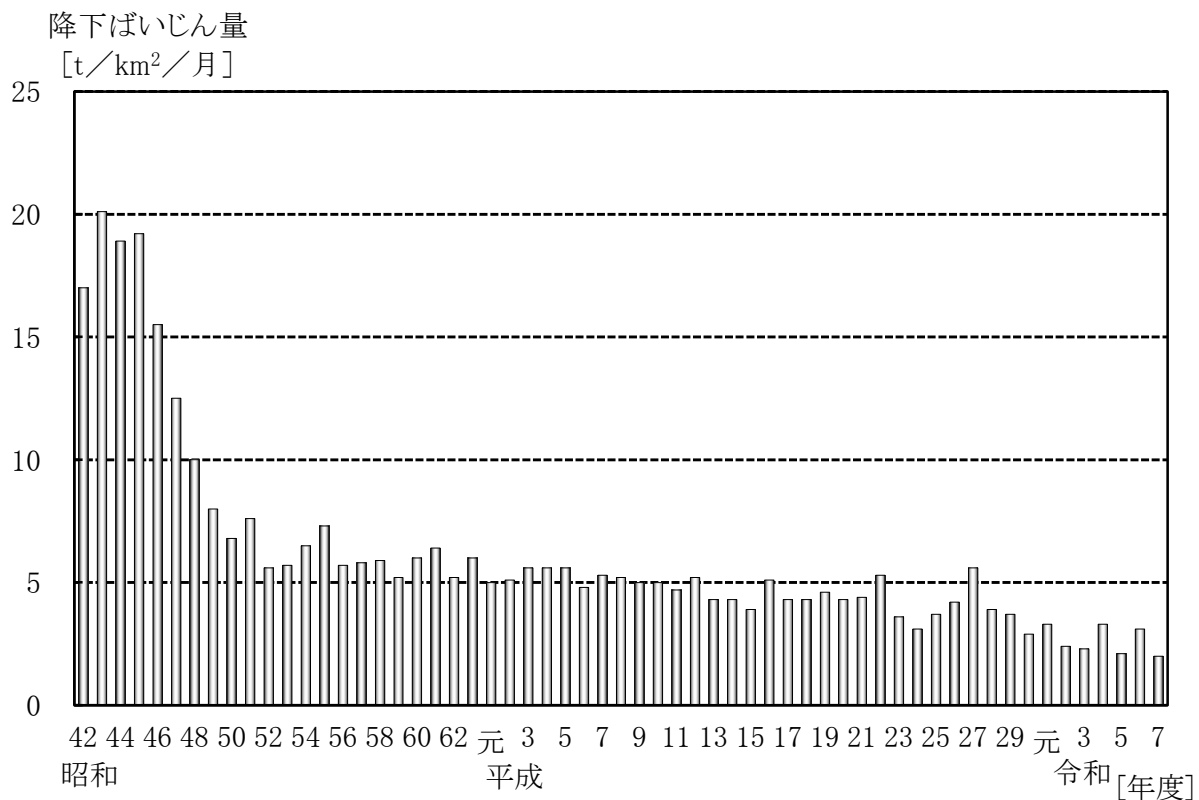
表－6 降下ばいじん濃度の推移(年平均値)

(単位:t/km²/月)

区 分	No.	測定場所	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度*2	令和 7 年度
門司区	①	松ヶ江局	2.5	4.2	2.2	—	—
小倉北区	②	北九州局	2.0	2.7	1.5	—	—
小倉南区	③	城南中学校	1.9	3.1	1.8	—	—
	④	道原浄水場	1.7	2.7	1.5	—	—
若松区	⑤	若松競艇場	3.4	4.2	3.0	—	—
	⑥	若松消防署	2.3	3.2	2.4	—	—
	⑦	小石小学校	2.4	3.6	2.3	—	—
八幡東区	⑧	八幡東区役所別館*1	1.8	2.5	1.3	—	—
八幡西区	⑨	藤田ポンプ場	2.5	3.4	2.2	3.9	2.5
	⑩	穴生浄水場	1.3	2.0	1.5	2.2	1.2
戸畑区	⑪	小芝アパート	3.9	4.4	3.6	3.3	2.3
全市平均			2.3	3.3	2.1	3.1	2.0

*1 令和 5 年 2 月までは、尾倉団地。

*2 測定地点の見直しにより令和 6 年度から藤田ポンプ場、穴生浄水場、小芝アパートの 3 地点での測定。



図－5 降下ばいじん濃度の推移(全市の年平均値)

2 水 質

表－7 河川水質調査結果(BOD)

(単位:mg/L)

区分	河川名	測定地点名	環境基準		BOD 75%値	環境基準 適否
			類型	基準値		
環境基準点	① 江 川	R-1 栄橋	D	8	0.9	○
		R-25 江川橋	C	5	0.7	○
	② 新々堀川	R-2 本陣橋	C	5	1.4	○
	③ 紫 川	R-3 加用橋 *1	A	2	0.5	○
		R-4 御園橋	A	2	<0.5	○
		R-5 志井川下流点	A	2	0.5	○
		R-6 紫川取水堰	A	2	0.6	○
		R-7 勝山橋	B	3	0.6	○
	④ 神 嶽 川	R-8 旦過橋 *2	B	3	0.7	○
	⑤ 板 櫃 川	R-9 指場取水堰	A	2	<0.5	○
		R-10 境橋	A	2	0.5	○
		R-11 新港橋	B	3	0.9	○
	⑥ 撥 川	R-12 旧厚生年金病院横の橋	B	3	<0.5	○
		R-13 JR 引込線横の橋	C	5	0.7	○
	⑦ 割 子 川	R-14 的場橋	B	3	0.5	○
		R-15 JR 鉄橋下	D	8	1.1	○
	⑧ 金 山 川	R-16 則松井堰	C	5	1.6	○
		R-17 新々堀川合流前	C	5	1.3	○
	⑨ 金 手 川	R-18 矢戸井堰	B	3	1	○
		R-19 洞北橋	D	8	1.1	○
	⑩ 奥 畑 川	R-20 宮前橋	A	2	<0.5	○
	⑪ 竹 馬 川	R-21 新開橋	D	8	2.1	○
	⑫ 清 滝 川	R-22 暗渠入口	A	2	<0.5	○
	⑬ 大 川	R-23 大里橋	B	3	0.6	○
	⑭ 村 中 川	R-24 村中川橋	B	3	<0.5	○
	⑮ 貫 川	R-26 神田橋 *3	B	3	0.5	○
	⑯ 相 割 川	R-27 恒見橋 *4	B	3	<0.5	○

備考:健康項目(カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等27項目)は、ふっ素及びほう素を除き適合。

*1 代替として令和7年5月は新高見橋で採水

*2 代替として令和7年4月、6月、7月、9月、10月、11月及び12月並びに令和8年1月及び2月は天満橋で採水

*3 代替として令和7年7月、8月、9月、11月及び12月並びに令和8年1月、2月及び3月は轡橋で採水

*4 代替として令和7年4月、5月、7月、8月、11月及び12月並びに令和8年1月、2月及び3月は相割橋で採水

<類型について>

現況の水質や利水状況などを考慮して、水域ごとに環境基準の目標レベル(類型)が設定されている。

(湖沼、海域も同様)

表－8 海域水質調査結果

【COD】

(単位:mg/L)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	環境基準 適否
			類型	基準値		
環境基準点	①洞 海 湾	D2	B	3	1.8	○
		D6	C	8	2.2	○
	②響 灘	H1	A	2	1.4	○
		H5	A	2	1.5	○
	③戸畑泊地	K7	C	8	1.6	○
	④堺川泊地	K8	C	8	1.5	○
	⑤周 防 灘	S-1	A	2	1.7	○
一般測定点	①洞 海 湾	D3	C	8	1.6	○
		D7	C	8	1.9	○
	②響 灘	H3	A	2	1.3	○
		H4	A	2	1.5	○
		H7	A	2	1.3	○
	③関門海峡	K1	A	2	1.4	○
		K4	A	2	1.3	○
		K6	A	2	1.5	○
	④周 防 灘	S1	A	2	1.6	○
		S3	A	2	1.8	○
		S16	A	2	1.8	○

備考:健康項目(カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等25項目)についてはすべて適合。

【全窒素及び全りん】

(単位:mg/L)

指定水域名	類型	環境基準点	全窒素及び全りん 基準値	平均値	環境基準適否
①洞 海 湾	Ⅳ	D2、D6 K7、K8	全窒素1以下	0.57	○
			全りん 0.09 以下	0.032	○
②響灘及び周防灘	Ⅱ	S-1	全窒素 0.3 以下	0.14	○
			全りん 0.03 以下	0.019	○
③響灘及び周防灘	Ⅱ	H1、H5	全窒素 0.3 以下	0.14	○
			全りん 0.03 以下	0.015	○

表－9 湖沼水質調査結果

【COD】

(単位:mg/L)

水 域	類型	環境基準	75%値	環境基準適否
ます淵ダム貯水池	A	3 以下	2.2	○

備考:健康項目(カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等27項目を測定)についてはすべて適合。

【全りん】

(単位:mg/L)

水 域	類型	環境基準	平均値	環境基準適否
ます淵ダム貯水池	Ⅱ	0.01 以下	0.006	○

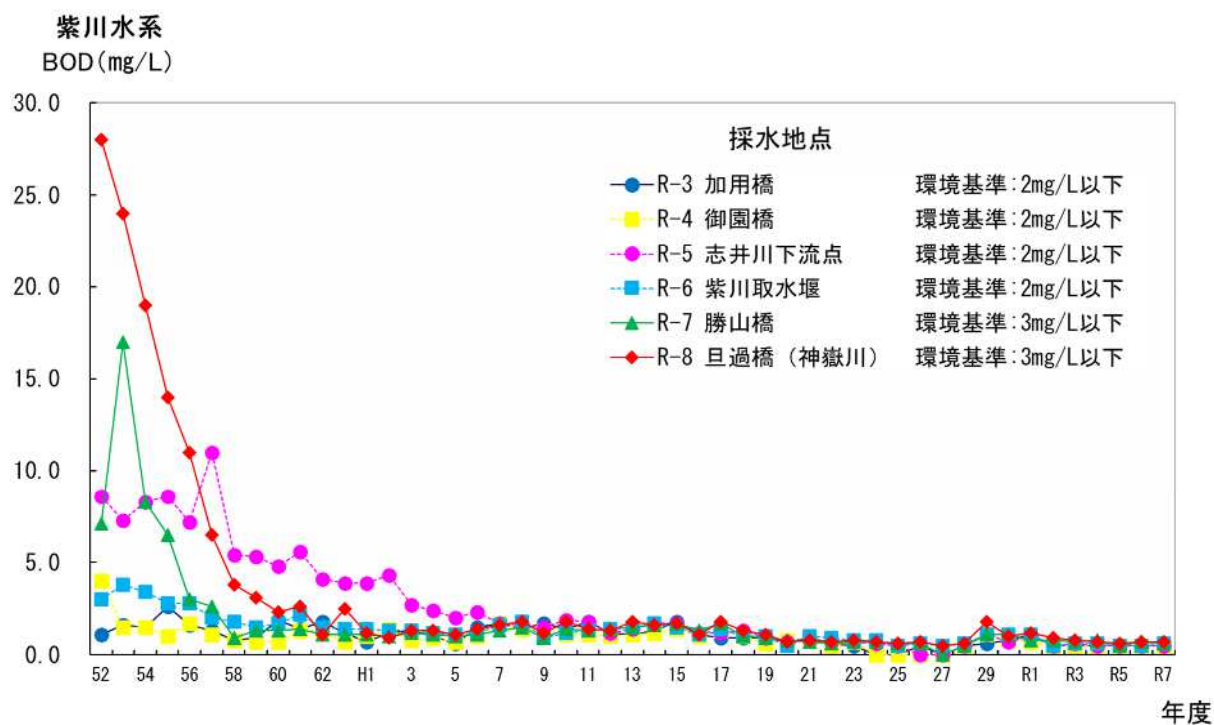


図-6 紫川におけるBODの推移(75%値)

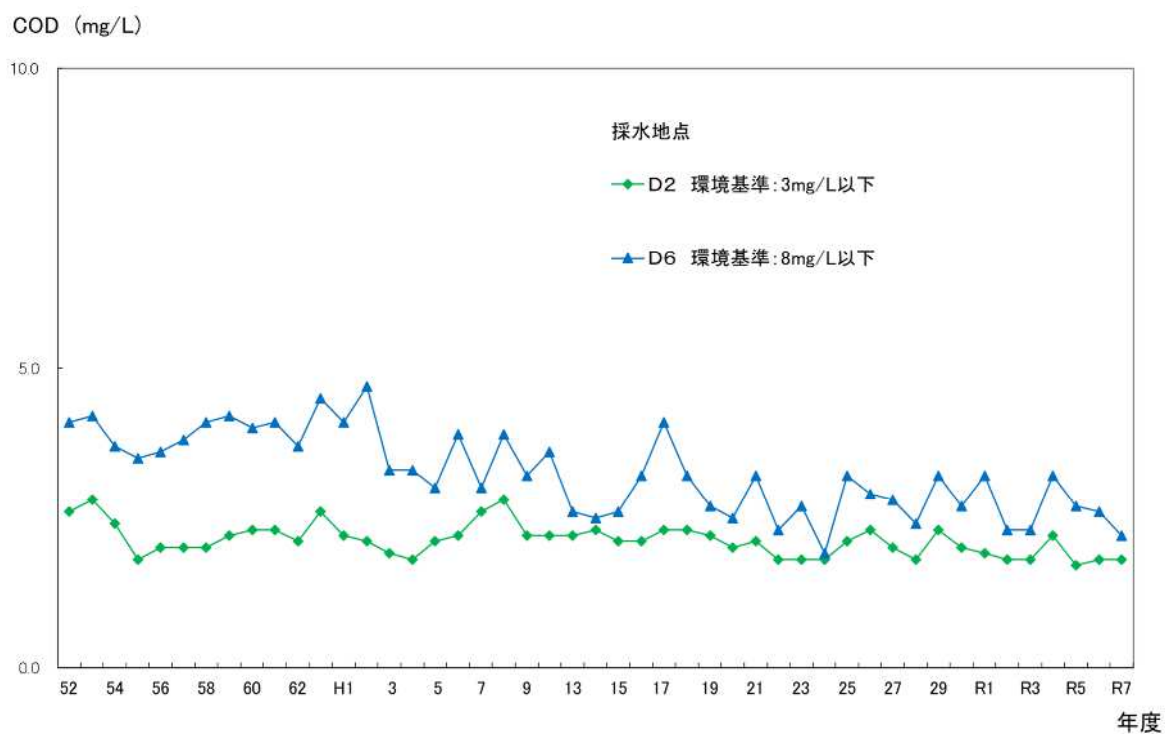


図-7 洞海湾におけるCODの推移(75%値)

表-10 地下水質調査結果

		概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		環境基準値 または指針値 (単位:mg/L)
		調査 井戸数	適合 井戸数	調査 井戸数	適合 井戸数	調査 井戸数	適合 井戸数	
調査井戸数		10	—	0	—	17	—	
環境 基準 項目	カドミウム	10	10					0.003 以下
	全シアン	10	10					検出されないこと
	鉛	10	10					0.01 以下
	六価クロム	10	10					0.02 以下
	砒素	10	10			6	1	0.01 以下
	総水銀	10	10					0.0005 以下
	PCB	10	10					検出されないこと
	ジクロロメタン	10	10					0.02 以下
	四塩化炭素	10	10			5	5	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	10	10					0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	10	10			5	5	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	10	10			5	5	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	10	10					1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	10	10					0.006 以下
	トリクロロエチレン	10	10			5	5	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	10	10			5	4	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	10	10					0.002 以下
	チウラム	10	10					0.006 以下
	シマジン	10	10					0.003 以下
	チオベンカルブ	10	10					0.02 以下
	ベンゼン	10	10					0.01 以下
	セレン	10	10					0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10			3	2	10 以下
	ふっ素	10	10			1	1	0.8 以下
	ほう素	10	10			1	0	1 以下
	クロロエチレン	10	10			5	5	0.002 以下
	1,4-ジオキサン	10	10					0.05 以下
※	PFOS 及び PFOA	2	2			1	1	0.00005 以下
適合井戸数の合計		—	10	—	—	—	9	

備考:令和7年度の調査井戸数は、27井戸

※:要監視項目

3 騒音・振動

表－11 自動車騒音に係る環境基準適合状況

		昼間適合 (6～22 時)	夜間適合 (22～6 時)	昼夜ともに 適合	昼夜ともに 不適合	対象戸数 (総数)
近接空間 道路端から 0～20m	対象戸数	60,824	60,509	60,009	3,154	64,478 戸
	(%)	(94.3)	(93.8)	(93.1)	(4.9)	
非近接空間 道路端から 20～50m	対象戸数	63,046	62,846	62,723	719	63,888 戸
	(%)	(98.7)	(98.4)	(98.2)	(1.1)	
評価範囲全体	対象戸数	123,870	123,355	122,732	3,873	128,366 戸
	(%)	(96.5)	(96.1)	(95.6)	(3.0)	

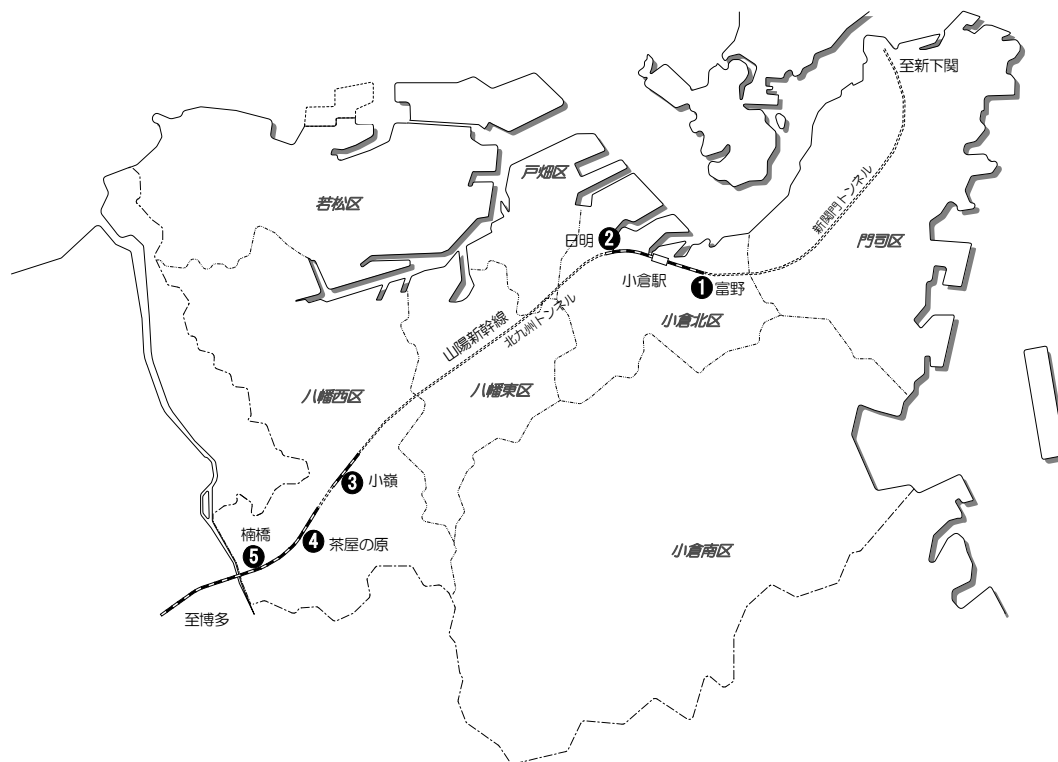
表－12 自動車騒音測定結果(令和 7 年度実測による区間)

番号	測定区間	対象道路	等価騒音レベル L_{Aeq} [デシベル] 【環境基準値】			
			昼間 【70】	適否	夜間 【65】	適否
1	門司区柳町2丁目2～小倉北区砂津1丁目6	一般国道3号	66	○	60	○
2	小倉北区三萩野1丁目1～小倉北区片野1丁目12	一般国道10号	67	○	64	○
3	八幡東区清田2丁目3～八幡東区荒生田2丁目3	曽根鞆ヶ谷線	65	○	58	○
4	八幡西区浅川台2丁目15～八幡西区浅川台1丁目3	浅川121号線	68	○	61	○
5	小倉北区木町2丁目1～小倉北区篠崎3丁目8	熊谷原町1号線 (北九州市道)	63	○	58	○
6	八幡西区陣原2丁目16～八幡西区則松4丁目14	一般国道3号	73	×	70	×
7	門司区矢筈町1～門司区中町2	一般国道3号	67	○	61	○
8	小倉北区上到津2丁目1～小倉北区都2丁目12	一般国道3号	68	○	66	×
9	小倉北区片野4丁目16～小倉南区湯川1丁目2	一般国道10号	73	×	68	×
10	若松区大字竹並～若松区大字蛸住	一般国道495号	67	○	60	○
11	八幡西区永犬丸西町4丁目23～八幡西区永犬丸5丁目8	中間引野線	70	○	64	○
12	八幡西区大平1丁目10～八幡西区光明1丁目7	下上津役折尾線	68	○	60	○
13	小倉南区中曽根4丁目19～小倉南区中曽根東4丁目9	中曽根東7号線	67	○	60	○
14	小倉北区城内4～小倉北区中島1丁目1	大手町馬借1号線 (北九州市道)	67	○	61	○

備考：網掛けは昼夜ともに環境基準に不適合 昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～6 時

＜自動車騒音常時監視の評価方法について＞

騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視については、環境省「自動車騒音常時監視マニュアル」に基づき、「実測により評価する方法」以外に、「他の評価区間を準用する方法」や「予測モデルにより計算する方法」にて、自動車騒音の環境基準適合率の評価を行っている。



図－8 新幹線鉄道騒音・振動の測定地点

表－13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

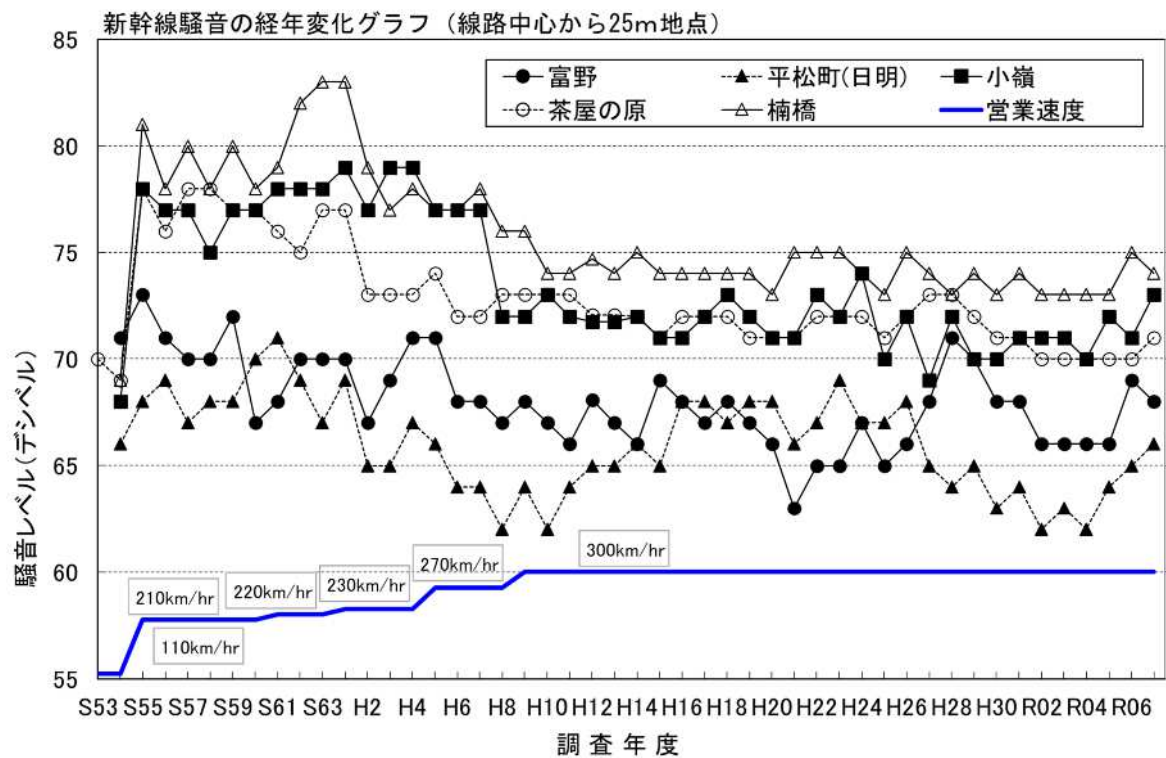
地区 番号	地区名	場所	軌道 構造	測定日	騒音(デシベル)							振動(デシベル)			列車 速度 (km/h)
					環境基準		測定値					指 針 値	測定値		
					地域 類型	基準 値	12.5m	25m	50m	100m	200m		12.5m	25m	
①	富野	小倉北区 上富野一丁目	高架	R8.2.19	I	70	71	68	63	-	-	70	47	42	117
②	平松町 (日明)	小倉北区 平松町	高架	R8.1.21	II	75	69	66	62	-	-	70	49	47	155
③	小嶺	八幡西区 小嶺三丁目	盛土	R8.2.26	I	70	74	73	70	64	-	70	59	50	259
④	茶屋の原	八幡西区 茶屋の原四丁目	盛土	R8.3.4	I	70	71	71	70	66	-	70	62	57	261
⑤	楠橋	八幡西区 大字楠橋	盛土	R8.3.12	I	70	73	74	73	69	66	70	63	61	263

備考:網掛けの部位の値は、環境基準に不適合を示す。

<地域類型について>

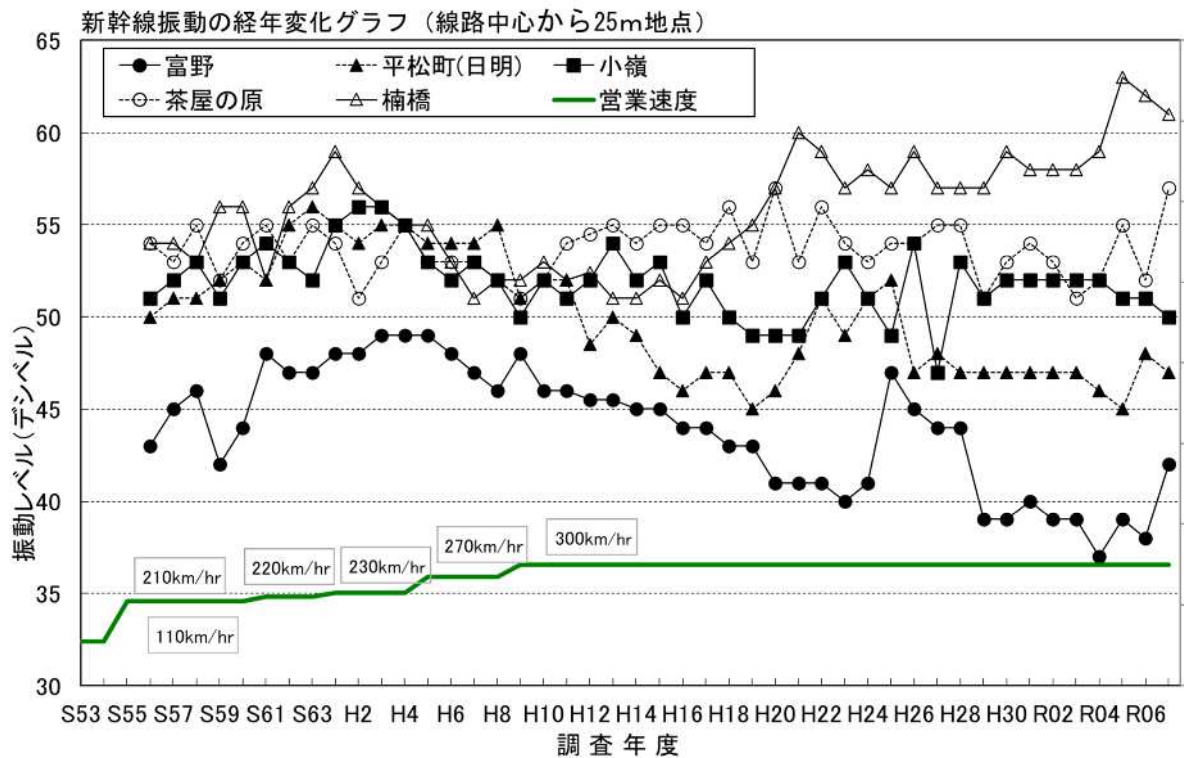
地域類型Ⅰ 主として住居の用に供される地域

地域類型Ⅱ 商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域



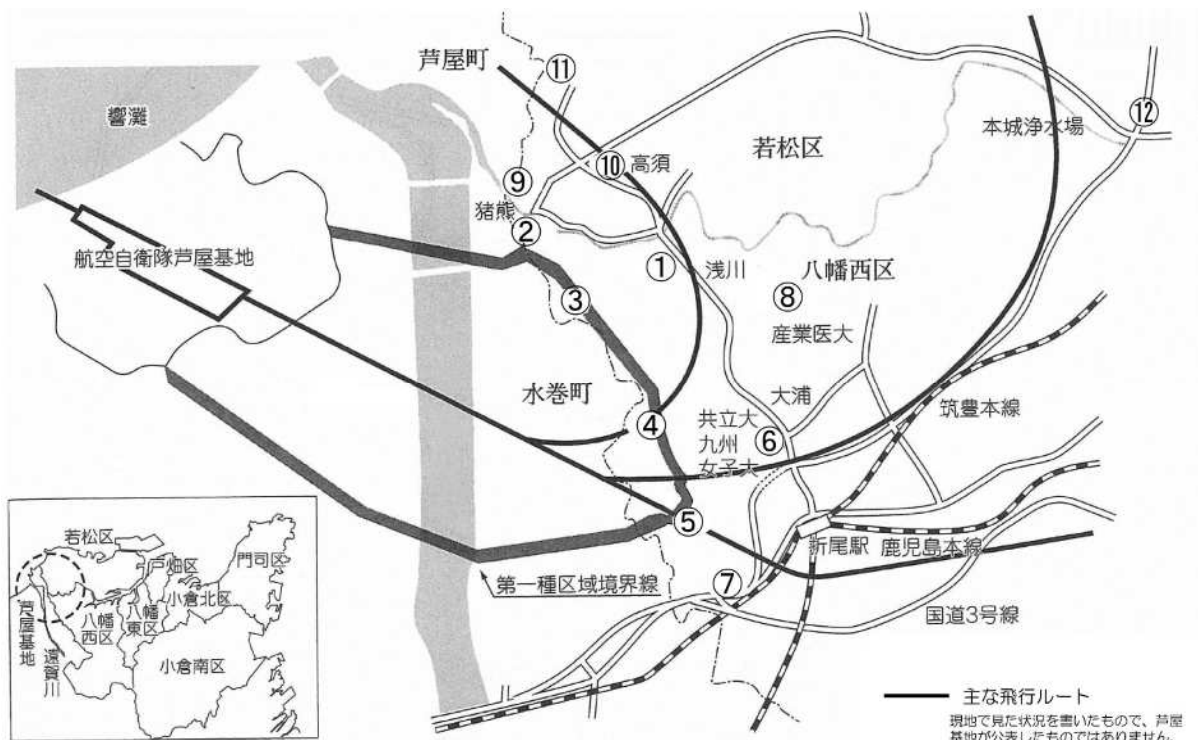
図－9 新幹線鉄道騒音の推移(線路中心から 25m 地点)

* 営業速度：山陽新幹線(新大阪～博多)の最高速度



図－10 新幹線鉄道振動の推移(線路中心から 25m 地点)

* 営業速度：山陽新幹線(新大阪～博多)の最高速度



番号	測定地点	番号	測定地点
①	八幡西区浅川日の峯二丁目 (浅川児童館)	⑦	八幡西区日吉台一丁目 (折尾愛真学生寮)
②	八幡西区三ツ頭二丁目 (交通局向田営業所)	⑧	八幡西区浅川学園台二丁目 (浅川中学校)
③	八幡西区大字浅川 (日峰配水池)	⑨	若松区高須西二丁目 (アリエス高須西)
④	八幡西区浅川台三丁目 (水洗公園)	⑩	若松区高須東四丁目 (高須小学校)
⑤	八幡西区日吉台一丁目 (折尾西市民センター)	⑪	若松区青葉台西三丁目 (青葉小学校)
⑥	八幡西区自由ヶ丘 (九州共立大学)	⑫	若松区東二島五丁目 (二島小学校)

図-11 芦屋基地航空機騒音の測定地点

表-14 航空自衛隊芦屋基地騒音測定結果

行政区	地点 番号 ＊	測定地点		防衛施設 周辺の 区域指定	環境基準		測定値 [L _{den}]	適 否	評価期間
					地 域 類 型	基準値 [L _{den}]			
八幡西区	1	八幡西区 浅川日の峯二丁目 1-9	浅川児童館	-	I	57	53	○	通年
	(2)	八幡西区 三ツ頭二丁目 25-1	交通局 向田営業所	-	II	62	51	○	R6.9.26～ R6.12.4
	3	八幡西区 大字浅川	日峰配水池	第一種	II	62	51	○	R7.11.20～ R8.1.28
	(4)	八幡西区 浅川台三丁目 5	水洗公園	第一種	II	62	57	○	R6.6.15～ R6.8.23
	5	八幡西区 日吉台一丁目 22-20	折尾西市民 センター	-	I	57	51	○	R8.2.5～ R8.4.15
	6	八幡西区 自由ヶ丘 1-8	九州共立 大学	-	I	57	51	○	R7.7.24～ R7.10.1
	(7)	八幡西区 日吉台一丁目 1-33	折尾愛真 学生寮	-	I	57	41	○	R7.2.5～ R7.4.15
	8	八幡西区 浅川学園台二丁目 4-1	浅川中学校	-	II	62	49	○	R7.7.24～ R7.8.6
若松区	9	若松区 高須西二丁目 5-25	高須ハイツ (アリエス高 須西)	-	I	57	51	○	R8.2.5～ R8.4.15
	(10)	若松区 高須東四丁目 14-1	高須小学校	-	I	57	46	○	R6.9.27～ R6.12.5
	11	若松区 青葉台西三丁目 1-1	青葉小学校	-	I	57	49	○	R7.11.20～ R8.1.28
	(12)	若松区 東二島五丁目 13-1	二島小学校	-	I	57	41	○	R6.6.15～ R6.8.23

＊ 地点番号の内、括弧書きの番号で記載されている地点は、前年度の値を記載(隔年測定のため)

4 ダイオキシン類

(1) 大気

表-15 一般環境大気中のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ*/m³)

調査地点	5月	8月	11月	2月	環境基準値	年平均値	環境基準 適否
門司区(松ヶ江)	—	0.0074	—	0.0097	0.6	0.0086	○
小倉南区(企救丘)	—	0.0063	—	0.0076		0.0070	○
若松区(若松)	0.032	0.012	0.029	0.053		0.032	○
八幡西区(黒崎)	—	0.0070	—	0.015		0.011	○
()内は、一般環境大気測定局名					全市平均	0.015	—

* TEQ(毒性等量):ダイオキシン類は、約230種類の異性体があり、異性体ごとに毒性等価係数を濃度に乗じて毒性量を算出し、全異性体の毒性量を合計したもの。

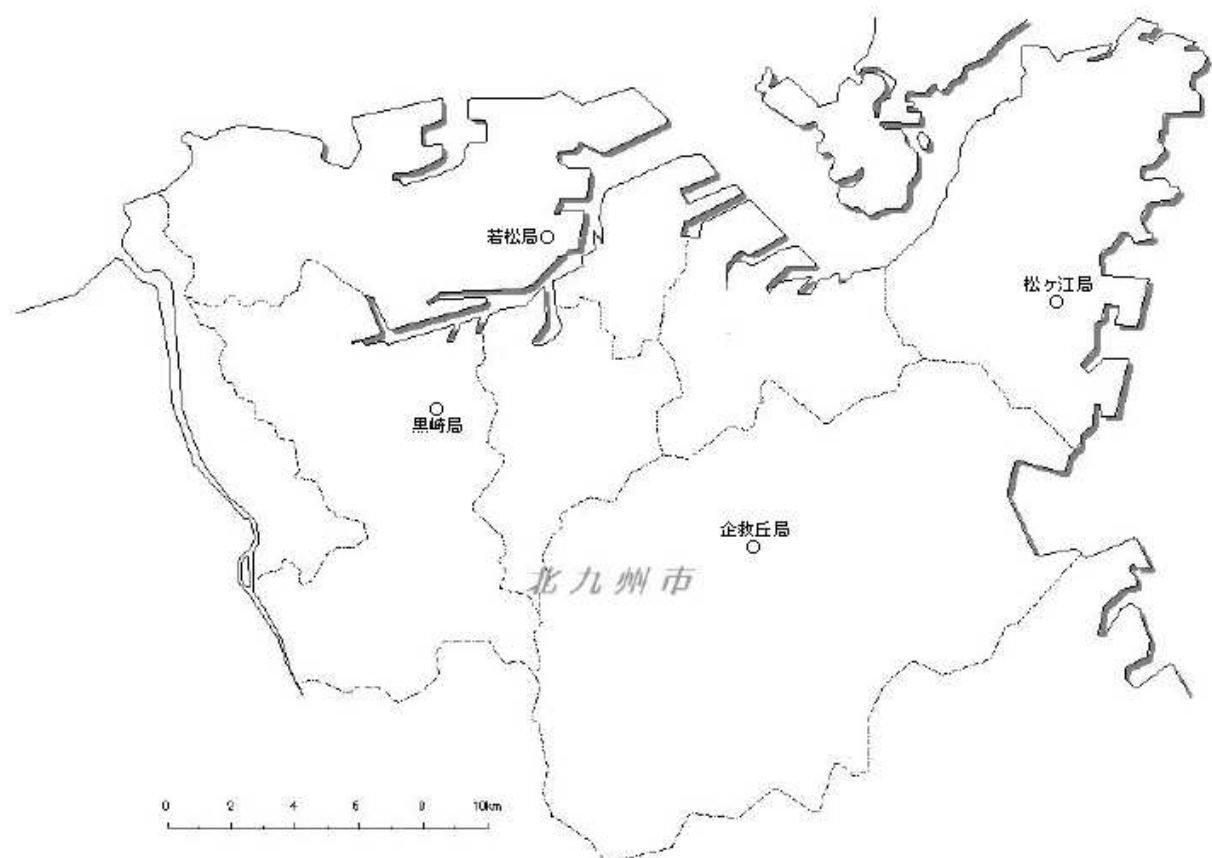


図-12 一般環境大気中のダイオキシン類調査地点

(2) 水質・底質

表-16 海域及び河川のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/L)

調査地点			環境基準値	測定結果	環境基準適否
水域区分	海域・河川名	地点名			
海 域	① 洞 海 湾	D2	1	0.23	○
		D6		0.25	○
	② 響 灘	H1		0.13	○
		H5		0.13	○
	③ 周 防 灘	S-1		0.20	○
河 川	① 江 川	栄橋		0.28	○
		江川橋		0.15	○
	② 新々堀川	本陣橋		0.18	○
	③ 紫 川	勝山橋		0.078	○
	④ 板 櫃 川	新港橋*		0.088	○
	⑤ 撥 川	JR 引込線横		0.13	○
	⑥ 割 子 川	JR 鉄橋下		0.24	○
	⑦ 金 手 川	洞北橋		0.14	○
	⑧ 奥 細 川	宮前橋		0.10	○
	⑨ 竹 馬 川	新開橋		0.20	○
	⑩ 清 滝 川	暗渠入口		0.20	○
	⑪ 大 川	大里橋		0.093	○
	⑫ 村 中 川	村中川橋		0.16	○
	⑬ 貫 川	神田橋		0.28	○
	⑭ 相 割 川	恒見橋		0.13	○
湖 沼	ます渚ダム	ダムサイト		0.098	○

* 新港橋は板櫃橋付近で採水。

表-17 底質のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/g・dry)

調査地点			環境基準値	測定結果	環境基準適否
水域区分	海域・河川名	地点名			
海 域	洞海湾	D2	150	29	○
		D6		15	○
	周防灘	S-1		8.2	○
河 川	新々堀川	本陣橋		20	○
湖 沼	ます渚ダム	ダムサイト		6.8	○

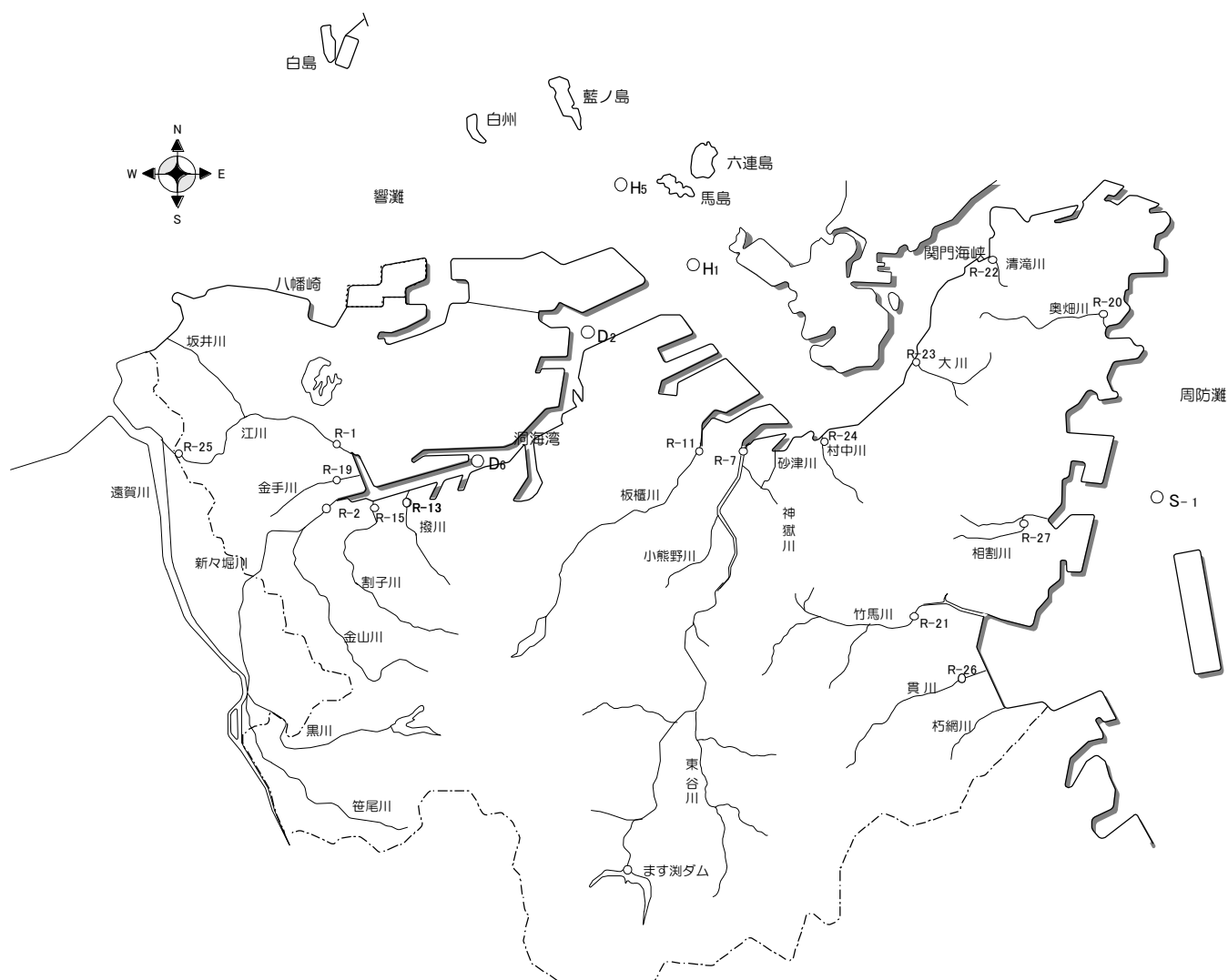


図-13 河川・海域及び湖沼における水質・底質のダイオキシン類調査地点

(3) 土壌・地下水

表-18 土壌のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/g·dry)

調査地点		環境基準値	測定結果	環境基準適否
門司区	旧門司二丁目	1,000	0.64	○
門司区	大積		0.052	○
門司区	羽山二丁目		0.065	○
八幡西区	塔野一丁目		0.028	○
小倉南区	上吉田三丁目		0.22	○

表-19 地下水のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/L)

調査地点		環境基準値	測定結果	環境基準適否
若松区	小糸町	1	0.080	○

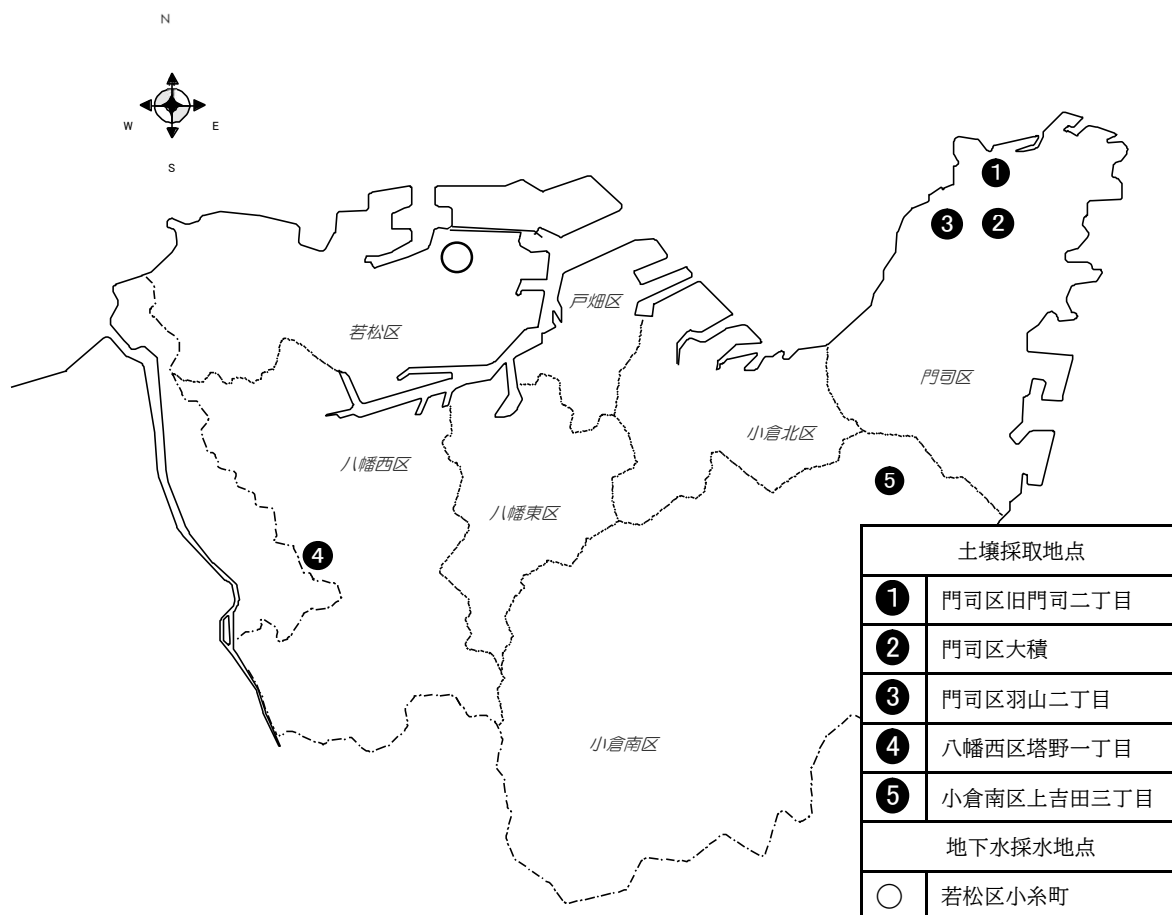


図-14 土壌・地下水中のダイオキシン類調査地点